

# アメリカ合衆国における 共犯責任の本質（2）

——カリフォルニア州共犯判例を  
比較対象とした派生的責任の分析——

坂 本 学 史

## 目 次

- 一. は じ め に
- 二. 裁判例におけるアメリカ共犯理論の変遷……以上、35巻2号
- 三. カリフォルニア州裁判例の紹介とその変遷
  1. カリフォルニア州共犯裁判例の紹介
  2. カリフォルニア州共犯法の変遷とその解釈……以上本号
  3. カリフォルニア州共犯裁判例の分析
- 四. アメリカ共犯判例体系とカリフォルニア州共犯判例体系との比較
- 五. お わ り に

### 三. カリフォルニア州裁判例の紹介とその変遷\*

前章では、アメリカ合衆国における一般的な共犯論の外枠を示すこと  
を目的として共犯裁判例から見たアメリカ共犯理論の変遷を追った。<sup>(188)</sup>

---

\* 本稿の注記は、拙稿「アメリカ合衆国における共犯責任の本質（1）  
——カリフォルニア州共犯判例を比較対象とした派生的責任の分析——」  
神戸学院法学35巻2号（2005年）と続き番号になっている。

(188) 拙稿・前掲注(5)

そこで、ここからは、本稿の主たる目的であるカリフォルニア州共犯裁判例を分析する。カリフォルニア州では模範刑法典に先駆け、模範刑法典が正式に起草された1962年よりも約一世紀前、1872年にコモン・ローと決別し、現在でも用いられている共犯法を制定した。そこでは、正犯と共犯との区別というコモン・ローの犯罪関与者区別類型を排除したのみならず、連邦共犯法<sup>(189)</sup>に先駆ける形で、いわゆる間接正犯をも包含する共犯規定を採用している。このように、早くからコモン・ローの犯罪関与者区別類型を排除し、模範刑法典に倣った州とは違った形で共犯裁判例を構築してきたカリフォルニア州は、アメリカ共犯裁判例の一般性あるいはアメリカ共犯理論の現状を確認する意味でも、格好の比較対象となると考える。

## 1. カリフォルニア共犯州裁判例の紹介

そこで、以下では、特にカリフォルニア州における共犯原則の構築にとって重要であったと思われる裁判例を紹介し、それぞれの事件につき、犯罪事実の概要、判旨ならびに、必要な場合には反対意見を示す。なお、本稿で以下の裁判例を取り上げる際には、事件名に付した番号を使って

---

(189) 連邦共犯法に関する分析については今後の課題とするが、連邦共犯法の原型が制定されたのは、カリフォルニア州に遅れること、約30年後の1909年のことである。そこでは、カリフォルニア州や他の州（前掲注(32)・(103)）と同様に、機械的な犯罪関与者区別ルールへの当てはめに対する裁判官の負担増加、特に管轄、説示や訴追といった実体審理とは何ら関係のない負担を生み出すことになったコモン・ローの犯罪関与者類型を排除することを目的としていた。もっとも、1909年には間接正犯（causer）規定たる18 U. S. C. § 2 (b) はまだ制定されていなかったし、共犯者のメンズ・レアさえも規定されていなかった。現在の連邦共犯法が成立したのは、1948年改正を経た、1951年のことである。（*See, Baruch Weiss, What were they thinking?: The Mental States of the Aider and Abettor and Causer under Federal Law, 70 FORDHAM L. REV. 1341 (2002)*）

(190) 後掲注(22)

## アメリカ合衆国における共犯責任の本質（2）

引用する。

### （1） People v. Bearss 事件判決<sup>(191)</sup>

被告人は、謀殺罪の正犯として起訴された。もっとも、被告人は被害者の死に対し重要な原因を作っておらず、実行行為者のそばに立ち、事前共犯として共犯行為をしたがゆえに、当該犯罪の遂行において実行行為者とともに正犯とされた。<sup>(192)</sup>

### （Terry 判事）

第一級正犯と第二級正犯の区別、および、正犯と事前共犯の区別というコモン・ローの区別を排除する「犯罪と刑罰に関する法（Act Concerning Crimes and Punishments）」11条によれば、被告人（共犯者）は正犯の無罪または有罪にかかわらず、有罪または無罪宣告され<sup>(193)</sup>る。

### （2） People v. Keefer 事件判決<sup>(194)</sup>

被告人 Keefer は、Chapman が被害者 Lee Yuen を殺害するための共犯行為を行ったとされた。しかし、被告人は Chapman に被害者の首を絞めるよう助言しただけであったとの証拠があ<sup>(195)</sup>った。

### （McKinistry 判事）

共犯として有罪とするためには、その犯罪遂行を援助する、あるいは正犯によるその犯罪に付随する行為を援助または助言することのいずれ

---

(191) 10 Cal. 68 (1858)

(192) *Id.* at 68.

(193) *Id.* at 69-70.

(194) 65 Cal. 232, 3P. 818 (1884)

(195) *Id.* at 818.

かが必要である。<sup>(196)</sup> 本件で、当該殺害の際、被告人が現場に居なかったとの証拠や、被告人は正犯に被害者の首を絞めるよう助長した一方で、死はこの行為の起こりうる結果 (a likely outcome) ではなかったとの証拠があった。<sup>(197)</sup> 被告人にはまた、被害者を殺害するという正犯の行為は完全に独立した行為であり、事実、その死は正犯の独立した行為の結果として生じたのであり、その独立した行為を被告人が助言または助長しなかったということを証明する証拠があったことから、被告人は共犯として有罪とされえない。<sup>(198)</sup>

(3) People v. Collum 事件判決<sup>(199)</sup>

被告人 Collum と Shephard は共に放火罪 (arson) で起訴され、被告人 Collum は別審理され第二級放火未遂罪での有罪評決に至ったが、Shephard は Collum の放火行為に対してではなく、事後的に援助行為しただけであった。<sup>(200)</sup>

(Garoutte 判事)

ある犯罪関与者は、当該関与者自身の行為が共犯行為となるまでは、いかなる場合にでもその犯罪遂行につき、実行行為者 (正犯者) とのつながりがなく、カリフォルニア州刑法典32条に該当する者は「accessory」であり、カリフォルニア州刑法典で「accessory」は「accomplice」ではない。<sup>(201)</sup>

---

(196) *Id.* at 819-820.

(197) *Id.* at 820.

(198) *Id.*

(199) 122 Cal. 186, 54 P. 589 (1898)

(200) *Id.* at 590.

(201) *Id.*

アメリカ合衆国における共犯責任の本質（2）

(4) People v. Dole 事件判決<sup>(202)</sup>

被告人は、カジノで受け取った小切手が偽造された小切手であることを知らずに、それを行使した。<sup>(203)</sup>

(Beatty 判事)

直接に犯罪を実行した者を除き、共犯行為をしない限り、正犯として有罪とはならない。人は、既遂に向けた本質的な行為を無辜 (innocently) に行うことにより、犯罪遂行に加功しうる。このことは特に偽造罪においてあてはまる。というのも、人は偽造されているとは知らずにその物行使する可能性があるからである。<sup>(204)</sup> 「aid」という言葉は、有責性のある認識や重罪の意図を包含しない一方で、「abet」は、実行行為者の不法な目的に対する認識や犯罪における助言や促進を包含する。<sup>(205)</sup>

(5) People v. Coffey 事件判決<sup>(207)</sup>

被告人 Coffey は賄賂罪 (bribery) で起訴された。そこでは、賄賂收受の合意や賄賂の收受が意欲的に、重罪性をもって、不法にあるいは墮落した意図をもって職務に関しなされたとされ、被告人は、賄賂收受の合意と賄賂の收受につき、当該賄賂にかかわった被告人とは別の管理者 (supervisor) Gallagher から賄賂を收受した咎で、起訴された。<sup>(206)</sup>

(Henshaw 判事)

コモン・ローでいう「accomplice」は、第一級正犯であれ第二級正犯

---

(202) 122 Cal. 486, 55 P. 581 (1898)

(203) *Id.* at 582.

(204) *Id.* at 584.

(205) *Id.*

(206) *Id.*

(207) 161 Cal. 433, 119 P. 901 (1911)

(208) *Id.* at 902.

であれ、または単なる事前従犯であれ事後従犯であれ、あらゆる犯罪関与者 (participes criminis) を包含する。<sup>(209)</sup> 賄賂法は、その懸案中の問題につき管理者の行為に墮落した影響を与える意図で、行政管理者委員会 (board of supervisors) のメンバーに賄賂を提供するまたは申し出る者や、職務に関し便宜を計るとの了解の下、賄賂を収受する者をすべて処罰し、賄賂の収受に合意したことで起訴された管理者委員会のメンバーに他者が賄賂を提供する際に、介在者として行為した者 (Gallagher) を共犯者とする。<sup>(210)</sup> それゆえに、事実審裁判所が、「2人以上が犯罪の遂行にかかわる場合、彼らがあるいはその1人が犯罪を構成する行為を直接に遂行するにせよ、その遂行に共犯行為をするにせよ、現場に現在せずとその遂行を助言促進するにせよ、各々が遂行された犯罪における共犯であるが、訴訟における証人に適用される限りで、その証人が当該犯罪で被告人とともに訴追されうるかという最終テストがある。この最終テストで訴追されうると言えれば、その証人は共犯である。訴追されえないのであれば、彼は共犯ではなく、賄賂を提供または申し出た者はそれゆえ賄賂を受け取ったあるいは受け取ることに合意した者の共犯ではない」と陪審に説示したが、その前段は正しいが、後段の最終テストが誤りである。受け取ることが犯罪である場合には常に渡すことも犯罪であり、これらの犯罪は互恵的で相互に依存するのであるから、この理は賄賂を受け取る合意にも当てはまる。<sup>(211)</sup> 共犯法は、すべての犯罪関与者を正犯とするけれども、共犯者 (Gallagher) は正犯と同一の罪名で訴追される必要はないし、その共犯者の証言を正犯 (Coffey) の公判において証拠として用いる場合には、共犯者の証言に補強証拠が必要であるが、本件ではそれが充たされていない。<sup>(212)</sup>

---

(209) *Id.* at 903.

(210) *Id.* at 904-908.

(211) *Id.* at 908.

(212) *Id.* at 908.

アメリカ合衆国における共犯責任の本質（２）

(6) <sup>(213)</sup> People v. Wood 事件判決

被告人が自分の部屋を若いカップルに貸し、彼らが性交を行ったために、被告人が法定強姦罪の共犯行為で有罪宣告された。もっとも、たとえば被告人が彼らに部屋を貸さなかったとしても、彼らはおそらく性交をしていたであろうという事情があった。<sup>(214)</sup>

(Shaw 判事)

通常、部屋を貸すという行為が犯罪の遂行を援助したことにはならないかもしれないが、部屋を貸すという行為は、法定強姦罪を容易にする<sup>(215)</sup>と構成するのに十分であったのであり、共犯責任がある。

(7) <sup>(216)</sup> People v. Hill 事件判決

被告人 Hill は、当該犯罪の直前に、実行行為者らと会った。実行行為者らは車で女の子を捜そうと Hill を誘い、彼らは、Hill に車を止め戻ってくるまで待つように頼み、Hill は車の中で寝始めた。実行行為者らが帰ってきて、Hill は彼らに乗せて走り去った。Hill は実行行為者らが武装強盗 (armed robbery) を行っている間、車の中で寝ていたけれども、武装強盗罪の共犯として起訴された。<sup>(217)</sup>

(Moore 判事)

犯行現場での被告人の単なる存在は共犯者としての有責性を本質的に立証しない、つまり、実行行為者との事前計画についての証明のない単なる存在という証拠は、有罪性の立証に不十分である。<sup>(218)</sup>

---

(213) 56 Cal. App. 431, 205 P. 698 (1922)

(214) *Id.* at 698.

(215) *Id.*

(216) 77 Cal. App. 2d 87, 175 P. 2d 45 (1946)

(217) *Id.* at 45-47.

(218) *Id.* at 48.

(8) People v. Moore 事件判決<sup>(219)</sup>

被告人 Moore はナイフを向けて強取された7ドルについての武装強盗に共犯行為をしたことで起訴された。Moore が実際に物理的に強盗を援助したとの証言は何らなかったし、被害者もまた、Moore は階段のところに立っているだけで何らせず、そこにいただけであったと、証言した。ところが、警察官が Moore を逮捕した際、彼のポケットの中にナイフとお金（7ドル）があることを発見した。<sup>(220)</sup>

(Nourse 判事)

犯罪が遂行される前に他の被告人と連れ立っており、強盗の間、彼らと共に（犯行現場に）残り、ホテルから逃走し、そして他者と共に逮捕された際、彼はナイフと強取されたお金を所持していた。このことは、被告人には犯罪遂行に共犯行為したとの認識があったと推定するのに十分な証拠であった。<sup>(221)</sup> 犯罪現場での単なる存在は、共犯責任を立証するに十分ではないけれども、被告人が共犯行為につき有罪であるかどうかを判断する証拠となる。<sup>(222)</sup> 犯罪の前後での第一次的実行行為者を伴う被告人の存在や交友関係は、犯罪意図が推定されうる。Moore が逮捕された際、お金とナイフを所持していたとの事実は、被告人と第一次的実行行為者との間にある共犯行為をする意図を立証する共通の企てを示唆する。<sup>(223)</sup>

(9) People v. Etie 事件判決<sup>(224)</sup>

被告人 Etie は印刷会社に行き、自分が持ってきた空欄のままの小切

---

(219) 120 Cal. App. 2d 303, 260 P. 2d 1011 (1953)

(220) *Id.* at 1012-1013.

(221) *Id.* at 1013.

(222) *Id.*

(223) *Id.*

(224) 119 Cal. App. 2d 23, 258 P.2d 1069 (1953)

アメリカ合衆国における共犯責任の本質（２）

手書式を示した上で、いくつかの架空会社の社名、住所、および電話番号、またそれぞれの会社の名刺を印刷するよう依頼した。そして出来上がった架空の会社名などが書かれている小切手および名刺を、正犯者らがいるホテルまで運び、それを受け取った正犯者らは金額を打ち込み、偽名を書き込んだ。被告人は、正犯者らが金額を打ち込み、偽名を記載している間、および当該小切手が行使された時、いずれの現場にもいなかったけれども、当該小切手を偽造および行使した正犯者らとともに、<sup>(225)</sup>偽名による偽造罪 (forgery of fictitious name) で起訴された。

(Wood 判事)

被告人が偽造を援助 (aid) したことは明らかである。というのも、「aid」という言葉は、他者の目的達成のための努力に助力 (assist) し、<sup>(226)</sup>補うことを意味するからである。しかし、「aid」は「abet」と異なり、有責性のある認識や重罪の意図を含意しない、つまり、犯罪遂行において他人を「abet」するということは、そのような犯罪の遂行を扇動 (instigating)、助長 (encouraging)、促進 (promotiong)、そして援助する際の、<sup>(227)</sup>有責性のある認識を含意するのである。また、「aider and abettor」は彼の認識の範囲でのみ、あるいは、彼が援助または助長した行為の自然かつ蓋然的な結果 (the natural and probable consequences) の範囲でのみ有責となる。<sup>(228)</sup>したがって、被告人は、当該小切手が行使されるとの犯罪目的を認識していたのであるから、<sup>(229)</sup>被告人は abettor である。

---

(225) *Id.* at 1069-1072.

(226) *Id.* at 1072.

(227) *Id.*

(228) *Id.*

(229) *Id.*

(10) People v. Villa 事件判決<sup>(230)</sup>

被告人 Villa は強姦罪、強盗罪およびコンスピラシー罪で他の2人とともに起訴されたが、被告人は強姦後に生じた強盗罪でのみ有罪宣告された。<sup>(231)</sup>

(Peters 判事)

犯罪現場での単なる存在は犯罪関与者とするに不十分であり、また、畏怖により犯罪を阻止しようとしなかったとしても、責任を問われることはないけれども、そのような要因は、有罪あるいは無罪を検討する際の他の証拠をもって陪審員により考慮されうることとなる、つまり、事前に共謀 (conspiracy) することなく、ある犯罪の遂行を援助または唆すことは可能である。<sup>(232)</sup>

(11) People v. Ellhamer 事件判決<sup>(233)</sup>

強盗の被害者がその犯人を追跡したところ、被告人 Ellhamer が乗っている車に、当該犯人が被害者から奪った現金が入っているバックを投げ入れ、被告人が運転する車が急いで走り去っていった。そこで、被告人は武装強盗罪の共犯として起訴された。<sup>(234)</sup>

(Jefferson 判事)

注意をそらすこと、または、見張りや注意の喚起、あるいは犯罪現場からの逃走のために車を用心しエンジンをかけておくことは、犯罪遂行において共犯行為を行ったとの合理的な判断を根拠づけるに十分であ

---

(230) 318 P2d 828 (1957)

(231) *Id.* at 830-832.

(232) *Id.* at 833.

(233) 18 Cal. Rptr. 905 (1962)

(234) *Id.* at 906-907.

アメリカ合衆国における共犯責任の本質（２）

<sup>(235)</sup>る。また、共犯者は犯罪行為をする者の意図を共有する必要がある。<sup>(236)</sup>つまり、自己の行為が不法な計画に取り組むものであった場合にのみ、または、犯罪現場での存在に加え、重罪の意図に対する認識をもって実際に実行行為者に援助したあるいは促進した場合にのみ共犯者は有罪となる。<sup>(237)</sup>

(12) <sup>(238)</sup>People v. Durham 事件判決

Robinson と旅行をしていた被告人 Durham は、逮捕に抵抗する過程での Robinson の警官に対する謀殺を含む、拳銃を使用した複数の犯罪の際、その現場に居た。<sup>(239)</sup>

(Sullivan 判事)

共犯者は、自己が認識しつつ援助または助長したどの行為の自然かつ合理的なまたは蓋然的な結果についても責任がある。遂行された行為が助長された行為の予見可能な結果であったかどうかは、事実の問題である。<sup>(240)</sup>本件において、被告人は、Robinson が拳銃を所持していたことに気づき、拳銃を使用するとの Robinson の意欲を認識していたし、そして、警官が自分たちの車に近づいてきた際、Robinson が武装していたことを認識していたのであるから、Robinson の行為は、被告人と Robinson とが引き受けた行為の過程の蓋然的な結果であった。<sup>(241)</sup>

---

(235) *Id.* at 908.

(236) *Id.*

(237) *Id.* at 908-909.

(238) 70 Cal. 2d 171, 449 P. 2d 198 (1969)

(239) *Id.* at 201-202.

(240) *Id.* at 204.

(241) *Id.* at 207.

(13) <sup>(242)</sup> People v. Francis 事件判決

おとり捜査官 Finnigan は、被告人 Farncis（およびその他2人）とともにマリファナの売人宅に向かい、Farncis から売人を紹介された。その場で、Farncis が売人に対し自分たちはマリファナの売買に関心があると述べた。売人は公園に置いてあったマリファナを取りに行き、そして Finnigan 捜査官と Farncis らは売人から1パッケージずつ（合計4パッケージ）<sup>(243)</sup> のマリファナを受け取った。

(Burke 判事)

被告人が売人によるマリファナの販売に対し共犯行為をしたとの証拠はあったけれども、被告人がマリファナ所持に共犯行為をしたとの証拠<sup>(244)</sup> はなかった。abettor となるためには、犯罪遂行を扇動しまたは助言する必要があったし、また、犯罪遂行を援助する目的でその現場に存在する必要がある。<sup>(245)</sup> つまり、遂行された犯罪の犯罪意図を共有する必要があるから、単なる犯罪現場での存在は、abettor になるに十分ではない。<sup>(246)</sup>

(14) <sup>(247)</sup> People v. Hernandez 事件判決

女性であり正犯者の妻でもある被告人 Hemandez は、無辜でそれを望まない自分の夫（正犯）と被害者にライフルを突きつけて、二人が性交するよう強制した。<sup>(248)</sup>

---

(242) 450 P. 2d 591 (1969)

(243) *Id.* at 593-594.

(244) *Id.* at 594-595.

(245) *Id.* at 595.

(246) *Id.*

(247) 18 Cal. App. 2d 651, 96 Cal. Rptr. 71 (1971)

(248) *Id.* at 72-74.

## アメリカ合衆国における共犯責任の本質（2）

（Elkingston 判事）

妻がライフルで武装して、身体に危害を加えると脅し、無辜でそれを望まない夫に性交をするよう強制し、また夫は、正犯として自発的に、女性が共犯として実現可能な犯罪行為を遂行したとの証拠は、夫により実行された強姦につき妻を正犯として有罪宣告するに十分である。<sup>(249)</sup>

（15） People v. Roberts 事件判決<sup>(250)</sup>

被告人は8歳から13歳までの5人の子供に、法288条に反するみだらな行為を彼ら自身であるいは他者と共にするよう共犯行為したことで起訴された。<sup>(251)</sup>

（Schweitzer 判事）

制定法が、あらゆる14歳以下の子供を刑事責任から除外せず、むしろ14歳以下の子供が、行為時に悪いことであると認識していれば、犯罪を遂行することが可能であると規定する場合、あるいは、問題となる行為につき悪いことであるとの認識が証拠から推定されうる場合、子供は犯罪を遂行する能力がないがゆえに、そこで遂行された犯罪において正犯として有罪とならないとの主張によっては、その共犯行為に対する正犯としての刑事責任から逃れえない。<sup>(252)</sup>

（16） In re Joseph 事件判決<sup>(253)</sup>

友人同士である16歳の被告人と Jeff は崖から車で飛び、自殺しようとした。車は丘をまっすぐに落ち、地面に衝突した衝撃で、助手席に乗

---

(249) *Id.* at 74.

(250) 103 Cal. Rptr. 25 (1972)

(251) *Id.* at 26.

(252) *Id.* at 26-27.

(253) 34 Cal. 3d 429, 194 Cal. Rptr. 163, 667 P. 2d 1176 (1983)

っていた Jeff が死亡し、運転していた被告人が重傷を負った。そこで、<sup>(254)</sup>被告人が謀殺罪および自殺援助罪で起訴された。

(Mosk 判事)

謀殺罪と自殺援助罪を区別するカギは、自殺における被告人の役割が能動的か受動的かにある。<sup>(255)</sup>被告人が単にその方法を提供しただけならば、自殺援助罪で有罪となり、能動的に自殺者の死に関与したならば、謀殺罪で有罪となる。<sup>(256)</sup>ここで被告人の行為を謀殺として類型化する例外は、被害者 (Jeff) が生きていた場合に、彼の潜在的な刑事責任に対する考慮により示される。<sup>(257)</sup>被害者が生きており、被告人が死亡すれば、助手席に乗っている被害者は自殺援助罪で有罪となるであろう。<sup>(258)</sup>その約束をした当事者の一人のみが、つまり運転手のみが、車を用いて自殺を遂行するとするためには、道具 (車) を操作している (control) と言われなければならない。<sup>(259)</sup>一方の当事者が実際に運転していたとの偶然的な状況に依拠して、第一級謀殺と単なる自殺援助を区別することは、理性ある解決を何ら与えないのである。<sup>(260)</sup>

(17) <sup>(261)</sup> People v. Meaders 事件判決

被告人 Meaders は逮捕された直後、Killaine に公判で二つの有利な抗弁をする証人を得るよう教唆し、それぞれの証人にお金を払うと述べた。Killaine は警察とコンタクトを取り、被告人と秘密捜査員が会う機会を

---

(254) *Id.* at 1177-1178.

(255) *Id.* at 1180.

(256) *Id.*

(257) *Id.* at 1183.

(258) *Id.*

(259) *Id.*

(260) *Id.*

(261) 148 Cal. App. 3d 1155, 197 Cal. Rptr. 1 (1984)

## アメリカ合衆国における共犯責任の本質（2）

作った。面会后、被告人と秘密捜査員は被告人の口座のある銀行に行き、そこで手付金を秘密捜査員たる証人に支払った。そこで被告人は再逮捕され、偽証教唆（subornation of perjury）の未遂罪で起訴された。<sup>(262)</sup>

（Newsom 判事）

未遂法は、未完成段階での偽証教唆から司法を守るための実行可能なそして適切な道具である。<sup>(263)</sup> 被告人の行為は十分に、単なる過去の準備段階を、偽証教唆を試みるとの犯行の要点へと進展させた、つまり、被告人は偽証を試みるよう教唆しただけでなく、自分の口座のある銀行で後に偽証すると見込まれる者に会い、手付金を支払ったのである。<sup>(264)</sup> 他者に対する結果に結びつかない教唆は、それ自体、未遂罪を構成しないけれども、別の行為とのつながりがある教唆は未遂となるに十分となる。<sup>(265)</sup>

(18) <sup>(266)</sup> People v. Beeman 事件判決

被告人は、2人の実行行為者が住居侵入窃盗を行う意図があることを確実に認識しつつも、被告人の義理の妹の家のレイアウトなどを教えたことで、住居侵入窃盗罪の共犯者として訴追されたが、被告人は住居侵入窃盗を容易にする意図なく援助したと主張した。<sup>(267)</sup>

（Reynoso 判事）

共犯者は、狙った犯罪（target offense）を遂行するまたは助長することのいずれかの意図または目的をもって援助を与える必要がある。<sup>(268)</sup> その

---

(262) *Id.* at 1-2.

(263) *Id.* at 3.

(264) *Id.*

(265) *Id.*

(266) 35 Cal.3d 547, 199 Cal. Rptr. 60, 674 P. 2d 1318 (1984)

(267) *Id.* at 1319-1321.

(268) *Id.* at 1322-1326.

ように陪審員に説示しないことは、意図の誤った基準を根拠に有罪宣告することを許容することになり、結果として、不利益であり破棄事由となる過ちである。<sup>(269)</sup>

(19) People v. Croy 事件判決<sup>(270)</sup>

被告人は、(後に生じる銃撃戦で警官が殺害される前に)警官に追われることになった強盗の第一次的実行行為者を当該犯行現場から自らが運転する車で逃がしたことで、共犯理論により強盗罪で有罪宣告された。<sup>(271)</sup>(第一級謀殺罪の遂行のためのコンスピラシー罪およびその他多数の犯罪でも有罪宣告された。)

(Grodin 判事)

事実審裁判所は陪審員に対し、被告人には第一次的実行行為者の犯罪目的につき認識があったと認定する必要があるだけでなく、被告人が犯罪行為を援助する意図を持って行為したと認定する必要があると説示しなかったがゆえに、その説示は、被告人が強盗罪を容易化する目的で現場から逃走車を運転したのか、何らかの他の目的で運転したのかどうか<sup>(272)</sup>ということが無関係にした。共犯者は、最終的に実行行為者により遂行された特定の犯罪を促進または容易にするよう意図する<sup>(273)</sup>必要はない。犯罪行為が意図されているとの認識と、犯罪行為が促進または容易にされるという意図をもってなされた行為により、実行行為者の結果として行われた合理的に予見可能な犯罪につき責任を科すに十分となる<sup>(274)</sup>。陪審によって認定される必要があるのは、犯罪行為を促進し惹起する意図であ

---

(269) *Id.* at 1327-1328.

(270) 41 Cal. 3d 1, 221 Cal. Rptr 592, 710 P. 2d 392 (1985)

(271) *Id.* at 394-397.

(272) *Id.* at 394.

(273) *Id.* at 398.

(274) *Id.*

アメリカ合衆国における共犯責任の本質（2）

って、狙った犯罪の要素である特定の意図ではない。<sup>(275)</sup>

(Lucas 判事：少数意見)

多数意見は、実行行為者の不法な目的を認識して、犯罪行為を援助または助長する者が、当該犯行を遂行することを意図する、または少なくとも、その遂行を援助することを意図することを要求するが、むしろ、実行行為者の不法な目的に対する認識をもって、ある犯罪の遂行での共犯行為を要求するべきである。<sup>(276)</sup>

(20) People v. Lupaello 事件判決<sup>(277)</sup>

被告人は自分の友人らに「どんな犠牲を払って」でも、被害者 Martin から情報を得るように頼んだ。友人らはその情報を入手できず、そのうちの 1 人が Martin を殺害し、結果的に被告人は共犯責任に基づき謀殺罪での有罪宣告を受けた。<sup>(278)</sup>

(Kremer 判事)

被告人は自分が容易にするようまたは助長しようと意図した犯罪だけでなく、実行行為者により遂行された合理的に予見可能ないかなる犯罪についても有罪となるのであって、共犯者と実行行為者は、同じ犯罪で責任があると判断されるために、同一の意図を共有する必要はない。<sup>(279)</sup> 共犯者は自然的にあるいは予見可能に推進した危害につき責任があるべきとの思慮に基づき、責任は、計画されたまたは意図された犯罪よりも、むしろ実際に生じた犯罪に及ぶのであり、本件で、共犯理論は、第一級

---

(275) *Id.* at 405-407.

(276) *Id.* at 407-408.

(277) 187 Cal. App. 3d 410 (1987)

(278) *Id.* at 418-420.

(279) *Id.* at 445.

謀殺罪での被告人の責任を導く正当な根拠を提供する。<sup>(280)</sup>

(21) People v. Bringham 事件判決<sup>(281)</sup>

被告人とその仲間は、敵対する麻薬売人を殺害しようと現場に向かったが、その売人と被害者を間違え、被告人の仲間が被害者を射殺した。もっとも、被告人の仲間が被害者を射殺する直前、被告人はその仲間に向かって、被害者は対象者ではなく別人であると告げ、仲間の腕をつかもうとしたけれども、彼は被害者に向けてライフルを発射し、被害者を殺害した。<sup>(282)</sup>

(Peterson 判事)

第一次的実行行為者の行為が共犯により合理的に予見可能であったかどうかを判断する際、責任は、共犯が確知していたことが生じるとの主観面ではなく、因果性という客観的な判断に基づく。<sup>(283)</sup>そこでは（既遂に至る）努力の開始以前またはその際に既にあった状況だけではなく、関与者が直接的にまたは間接的に犯罪の遂行を援助または助長したことによる最終的な行為を導いたあらゆる状況をも判断しうる。<sup>(284)</sup>

(Kline 判事：少数意見)

犯罪企図の自然かつ蓋然的な結果に対する共犯者の派生的責任は、コンスピラシーと区別しえないものである。<sup>(285)</sup>実行行為者と共犯者の間に合意が存在すれば、コンスピラシーと共犯行為は同じ派生的責任理論につき単に違った道のりを辿るだけである。<sup>(286)</sup>根本的な問題が、客観的な立場

---

(280) *Id.*

(281) 216 Cal. App. 3d 1039, 265 Cal. Rptr. 486 (1989)

(282) *Id.* at 487-489.

(283) *Id.* at 494.

(284) *Id.* at 495.

(285) *Id.* at 498.

## アメリカ合衆国における共犯責任の本質（２）

から、当該犯罪が従事した当初の犯罪の合理的に予見可能な自然かつ蓋然的な結果であったのかどうかであるという意味で、因果性の基準は、主観的ではなく、客観的なものとなるのである。<sup>(287)</sup> 一般的な問題として、意図ある犯罪行為が客観的に、ある関与者とその仲間により予期されるべきかどうかということは、彼らの合意の範囲外あるいはその過程ではない中で、当該犯罪行為がその仲間の内心の独立した産物であったかどうかということに密接に関連するように思われる。<sup>(288)</sup> もちろん、たとえ実行行為者の行為を意図しなかったとしても、または実行行為者の意図を共有しなかったとしても、共犯者として刑事責任を科しうる。<sup>(289)</sup> 意図という問題は、予見可能性という問題に依拠する。実行行為者の行為を意図しなかった、またはその意図を共有しなかったとしても、共犯者として責任を負うるとの事実は、論理的にまたは法的に、実行行為者の意図的な行為が合理的に予見可能であったかどうか、共犯行為の脈絡において自然かつ蓋然的な結果であったかどうかを判断するのに必要なのである。<sup>(290)</sup>

### (22) <sup>(291)</sup> People v. Cooper 事件判決

被告人は、２人の共同被告人らをショッピングセンターまで車に乗せていった。被告人は駐車場の壁のそばまで歩いていき、車のところに戻ってきた。数分後、２人の共同被告人らが、被害者の財布を強取し走って戻ってきた。そして、被害者を地面に倒したまま、２人の共同被告人らは、右側のドアが開いた状態で動いていた被告人の車に飛び乗り、急いで走り去っていった。<sup>(292)</sup>

---

(286) *Id.* at 499.

(287) *Id.*

(288) *Id.*

(289) *Id.*

(290) *Id.*

(291) 53 Cal. 3d 1158, 282 Cal. Rptr. 450, 811 P. 2d 742 (1991)

(Lucas 判事)

共犯責任を判断するためには、強盗の遂行が、犯罪を構成するあらゆる行為が終了するまで継続する必要がある。<sup>(293)</sup> 強盗犯人に対する共犯行為で有罪宣告をするためには、逃走車の運転手は、一時的に安全な場所へ強盗犯人を連れて行くよう事前にまたその間に、強盗の遂行を容易にするまたは助長する意図を形成する必要があるが、強盗の遂行は、必ずしも一時的に安全な場所へ逃走させる間も継続しないというわけではない。<sup>(294)</sup>

(Kennard 判事：少数意見)

多数意見の立場は制定法の文言や先例に違反する。<sup>(295)</sup> つまり、重罪犯人の逃走を援助する者が事後従犯であるとのルールに合致しないし、刑事責任は犯罪者の有責性にほとんどまたは何ら関係なく生じるがゆえに、不条理な結論に至ることになる。<sup>(296)</sup> 多数意見は刑事責任と道徳的な責任との関係を無視することで、刑法上の正義という基本原理を害するのである。<sup>(297)</sup>

(23) *People v. Woods* 事件判決<sup>(298)</sup>

ギャングの構成員である被告人は、被告人が関与した武装暴行 (armed assault) に続いて、被告人が傍観者の立場で生じた敵対するギャング構成員に対する生命侵害 (謀殺罪) の共犯者として第一級謀殺罪で有罪宣告された。<sup>(299)</sup>

---

(292) *Id.* at 745.

(293) *Id.*

(294) *Id.* at 748.

(295) *Id.* at 752.

(296) *Id.* at 753-754.

(297) *Id.* at 757.

(298) 8 Cal. App. 4th 1570, 11 Cal. Rptr. 2d 231 (1992)

## アメリカ合衆国における共犯責任の本質（２）

（Scotland 判事）

共犯者は容易にするまたは助長するよう意図した犯罪だけでなく、被共犯行為者により遂行された合理的に予見可能な犯罪や、共犯者は被軽減犯罪（a lesser crime）または実行行為者が遂行したと認定される最終的に生じた犯罪よりも軽減された犯罪でも有責性がある<sup>(300)</sup>。共犯責任に基づき被告人の有責性または無責性を判断するために、共犯者が、本来的に考慮された犯罪行為を遂行するとの実行行為者の意図につき認識していたかどうか、あるいは共犯者がそのような行為を助長または容易にするよう意図していたかどうか、共犯者が訴追されたのとは別の犯罪あるいは別の等級の犯罪が実行行為者により遂行されたかどうか、そして、当初考慮されたものとは必ずしも一致しないそれらの犯罪が、共犯者により助長または容易にされた本来予定していた犯罪行為から合理的に予見可能な結果であったかどうかを考慮する必要がある<sup>(301)</sup>。そして、共犯者は、状況により合理的に予見可能な、実行行為者によって遂行された犯罪についてのみ、代位的に（vicariously）責任がある<sup>(302)</sup>。共犯者は、実行行為者が遂行する重大な犯罪よりも軽減された程度で、実行行為者により遂行された犯罪で有罪となりうる<sup>(303)</sup>。したがって、最終的に生じた犯罪が合理的に予見可能でなかった場合に、実行行為者が第一級謀殺罪で有罪になったとしても、被告人は共犯者として第二級謀殺罪で有罪となりうる<sup>(304)</sup>。

（Sparks 判事：一部反対意見）

多数意見は基本的に、共犯責任における自然かつ蓋然的な結果原則の

---

(299) *Id.* at 233-234.

(300) *Id.* at 237-239.

(301) *Id.* at 239.

(302) *Id.* at 239-240.

(303) *Id.* at 240.

(304) *Id.*

派生性を誤解している。<sup>(305)</sup>最終的に生じた犯罪が、共犯者が援助した狙った犯罪の自然かつ蓋然的な、あるいは合理的に予見可能な結果でなければ、共犯者は最終的に生じた犯罪につき有責性がない、つまり、共犯者は、自己の認識の範囲、または認識あるいは意図した行為の自然かつ蓋然的な結果の範囲でのみ、意図または企図しなかった犯罪で有罪宣告されうるのである。<sup>(306)</sup>したがって、援助した犯罪の自然かつ蓋然的な結果に対する派生的責任原則の範囲は、近接的な原因の二つの構成要素、すなわち、実際の原因と予見可能性により限界づけられることになる。つまり、共犯行為した犯罪は因果的に、最終的に生じた犯罪とつながりがある必要があり、共犯者は、最終的に生じた犯罪が共犯行為した犯罪の自然かつ蓋然的なあるいは合理的な結果であるということを見出す必要があるのである。<sup>(307)</sup>それゆえに、そのような状況で、狙った犯罪の起こりうる結果であり、かつ、狙った犯罪と因果的につながっていたのであれば、狙いとしなかった犯罪（最終的に生じた犯罪）は狙った犯罪の自然かつ蓋然的な結果となり、これらの構成要素は共犯者の意図とは別要素となる。<sup>(308)</sup>共犯責任は派生的であるがゆえに、最終的に生じた犯罪が援助した犯罪から予見可能な結果であれば、共犯者は最終的に生じた犯罪につき責任がある。共犯者の運命は、実行行為者と結び付けられる。<sup>(309)</sup>本件での真の問題は、共犯者が正犯者よりも軽減された犯罪で有罪宣告されるかどうかではなく、むしろ、この予定されていた謀殺が、当初援助した犯罪の予見可能な結果であり、かつ、因果的に当初援助した犯罪とつながりがあったかどうかである。<sup>(310)</sup>

---

(305) *Id.* at 247.

(306) *Id.* at 250.

(307) *Id.*

(308) *Id.*

(309) *Id.* at 252.

(310) *Id.*

アメリカ合衆国における共犯責任の本質（2）

(24) <sup>(311)</sup> People v. Nguyen 事件判決

8人の者が日焼けサロンで強盗を行い、店長を拳銃で脅し、床に伏せさせた。床に伏せさせる一方で、強盗者の1人が当該店長の陰部に拳銃を向け、金目の物を出さなかったら発砲する、と脅した。次に、これらの内7人は近所の温泉施設へ強盗をしに向かったが、この時、強盗仲間の中の1人が日焼けサロンの店長の陰部に触れ、性的に侵害した。他の実行者らは強盗罪および強制わいせつ罪（forcible sexual penetration<sup>(312)</sup>）に共犯行為したことで有罪宣告された。

(Sparks 判事)

二つの別の暴行罪で起訴されたが故に、当該性的な罪は強盗における被告人らの関与の合理的に予見可能な結果であった。（被告人らが<sup>(313)</sup>）確知した場所で強盗することを選択した被告人らには性的な雰囲気があった。加えて、実際に暴行をしなかった被告人らは、まさにその姦通を援助した。というのも、当該犯罪（強盗）の際の彼らの存在は、実際に性的な暴行に従事した者に安全や支配を提供したからである。所与の状況<sup>(314)</sup>で、性的な暴行の予見可能性はある程度の可能性またはありえそうなことから生じ、なお被告人らは幫助や援助をその犯罪努力に与え続けた。<sup>(315)</sup>

(25) <sup>(316)</sup> People v. Campbell 事件判決

被告人 Campbell と Smith はカップルに対し強盗を行おうとした。Campbell は男の方に拳銃を突きつけ強盗を行おうとしたが、逃げ出したため拳銃を3回発砲した。1発目は車のリア・ウインドに命中し、2

---

(311) 21 Cal. App. 4th 518, 26 Cal. Rptr. 2d 323 (1993)

(312) *Id.* at 327-328.

(313) *Id.* at 332.

(314) *Id.* at 333.

(315) *Id.*

(316) 30 Cal. Rptr. 2d 525 (1994)

発目は男性に当たり、3発目は彼の頭の近くをかすめていったが、その男性は近くのレストランに逃げ込むことができた。一方で、女性の方は Smith から逃げようとしたが、Smith に腕をつかまれ、逃げるができなかった。Smith に強制的に連れて行かれそうになった時、警察官が彼女の助けを求める言葉を聞き、Smith を逮捕した。そこで Smith が、Campbell に共犯行為をしたことにより、謀殺未遂罪および武装強盗未遂罪<sup>(317)</sup>で有罪宣告された。

(Wunderlich 判事)

人は、(1)実行行為者の不法な目的に対する認識および(2)犯罪の遂行に加担する (committing)、容易にする、または助長するとの意図や目的をもって、あるいは(3)行為や助言により、犯罪の遂行を援助、促進、助長、扇動する場合、共犯者となる。<sup>(318)</sup> たしかに、Smith は Campbell が強盗しようとした際、その現場に存在していただけであり、その存在から Smith が Campbell の犯罪意図を認識し、共有していたと推認することは不合理かもしれないが、一般的に、犯罪現場での存在あるいは認識のいずれもがなくても、犯罪を防ぐことに失敗したならば、共犯行為を立証するに十分となる。<sup>(319)</sup> もちろん、犯罪現場での存在は一般的に共犯者としての有責性を立証するに不十分ではあるけれども、共犯行為を行ったとの判断において考慮する要因は、とりわけ、犯罪現場での存在にともなう仲間との関係性や犯罪発生前後の行為である。<sup>(320)</sup>

(26) People v. Prettyman 事件判決<sup>(321)</sup>

被告人 Bray が共犯として謀殺罪で有罪宣告された。Bray は自分の

---

(317) *Id.* at 527-528.

(318) *Id.* at 529.

(319) *Id.* at 529-530.

(320) *Id.* at 530.

アメリカ合衆国における共犯責任の本質（２）

財布を取り戻すために、第一次的実行行為者（Prettyman）に、ある男を殴るよう助長した。第一次的実行行為者の被害者に対する続いて生じた殴打行為が、被害者の窒息死の原因となった。<sup>(322)</sup>

（Kennard 判事）

主として遂行された行為以外の犯罪の共犯として被告人を有罪宣告するために、陪審員は以下のことを認定する必要がある。すなわち、(1)被告人は援助または助長する意図あるいは実行行為者の不法な目的に対する認識をもって、狙った犯罪の遂行を援助または助長した、あるいは(2)援助または助長した犯罪の「自然かつ蓋然的な結果」となる付加的な犯罪（additional offense）を援助または助長したということである。<sup>(323)</sup> 場合によっては、共犯がある犯罪を遂行するよう共同実行者（confederate）を援助または助長し、その共同実行者が別の、より重大な犯罪を遂行することもある。<sup>(324)</sup> 共犯がその狙った以外の犯罪につき有責となりうるかどうかは、「自然かつ蓋然的な結果」原則の考慮に依拠する。<sup>(325)</sup> 事実審裁判所が陪審員に「自然かつ蓋然的な結果」原則を説示する場合、潜在的に狙った犯罪の同一性の確認やその記述は、共通にまたは緊密にあるいは公然に裁判所に出された事実と関係し、そしてその事件に対する陪審員の理解にとって必要となる。<sup>(326)</sup> 事実審裁判所は、被告人が共犯行為しえた狙ったまたは続いて生じた（predicate）犯罪を確認し記述するべきである。<sup>(327)</sup> もっとも、本件において、陪審員は「自然かつ蓋然的な結果」原則を誤って適用したとの可能性はほとんどないがゆえに、その過ちには害

---

(321) 14 Cal. 4th 248, 58 Cal. Rptr. 2d 827, 926 P. 2d 1013 (1996)

(322) *Id.* at 1015-1018.

(323) *Id.* at 1017, 1024.

(324) *Id.* at 1020-1021.

(325) *Id.* at 1023.

(326) *Id.* at 1024.

(327) *Id.*

が<sup>(328)</sup>なかった。

(27) People v. Mendoza 事件判決<sup>(329)</sup>

被告人 Mendoza と酩酊状態にあった Valdez は、(被害者らの) 用心棒に怪我を負わされた仲間の仕返しのために、Valdez の友人である Valencia を伴い、各人がそれぞれ武器を持ち、被害者宅へと車で向かった。その際、Mendoza と Valdez らは Valencia が防御のためにライフルを持ってきて、車の後部座席に置いていることに気づいていた。すでに用心棒は帰った後であったが、Valencia が被害者宅へ向けライフルを発射し、それにより玄関近くにいた人を殺害し、数人に対し怪我を負わせ<sup>(330)</sup>た。

(Chin 判事)

共犯者は実行行為者の有責性を共有する。<sup>(331)</sup> 実行行為者には、訴追された犯罪ごとに要求される内心状態(主観的要件)が必要である一方で、共犯者は実行行為者の犯罪目的に対する認識および、犯罪の遂行に加担するまたは、その遂行を助長または容易にするとの意図や目的をもって行為する必要がある。<sup>(332)</sup> 共犯理論に基づき有罪宣告するためには、狙った犯罪の要素となる特別な意図(specific intent)ではなく、犯罪となる行為を助長するあるいは惹起する意図を認定する必要があり、一旦、共犯行為にとって必要な内心状態が立証されれば、共犯者は、意図したあるいは狙った犯罪につき有責性があるだけでなく、狙った犯罪の自然かつ合理的な結果である、実行行為者が直接に実行した別の犯罪についても

---

(328) *Id.*

(329) 18 Cal. 4th 1114, 77 Cal. Rptr. 2d 428, 959 P. 2d 735 (1998)

(330) *Id.* at 737-738.

(331) *Id.* at 739.

(332) *Id.*

## アメリカ合衆国における共犯責任の本質（２）

有責性がある。<sup>(333)</sup> もっとも、共犯者として訴追された被告人に直接行為者の犯罪目的に対する認識およびその目的を促進する意図があるとの要件は、特別な意図の一つである。<sup>(334)</sup> したがって、被告人の自発的な酩酊状態という証拠は、訴追された犯罪が直接行為者に特別な意図をもつことを要求していたかどうかという問題とは無関係に、共犯たる被告人がその特別な意図をもっていたかどうかという問題で許容されうる証拠である。<sup>(335)</sup> 共犯者に要求される内心状態はあらゆる犯罪において同じであり、実行行為者の内心状態とは区別される。<sup>(336)</sup> 被告人が認識をもってあるいは意図的に犯罪行為に共犯行為したと判断されれば、被告人の酩酊状態という証拠は、刑事責任の程度で無関係となり、そして、そのような証拠は、起訴された犯罪が狙った犯罪の自然かつ蓋然性のある結果であったかどうかを判断する際にも無関係となる。<sup>(337)</sup> 酩酊状態という証拠は共犯責任の争点において許容されうるものであるけれども、酩酊状態にあった者を共犯者として有罪にすることが可能である。<sup>(338)</sup>

(Brown 判事：少数意見)

共犯責任は、狙った犯罪を遂行するとの共有された意図にではなく、一般的な犯罪意図に依拠する。<sup>(339)</sup> 共犯行為とは、共犯者が自己の行為により犯罪を遂行するよう準備する必要があることを意味しないし、共犯者が犯罪の利益を共有することを求める必要があることも意味しない。<sup>(340)</sup> 共犯者の意図は、自己の犯罪の遂行の際、実行行為者を助長または促進す

---

(333) *Id.* at 739-740.

(334) *Id.* at 742.

(335) *Id.*

(336) *Id.* at 745-746.

(337) *Id.* at 747.

(338) *Id.* at

(339) *Id.* at 750.

(340) *Id.* at 751.

る意図だけである。<sup>(341)</sup>法は、共犯者が、実行行為者の犯罪目的についての認識をもって、犯罪の助長または促進という行為を遂行する場合に、満たされるが、(法は)共犯者に、何らかの付加的な行為をするまたは何らかの付随的な結果を達成することを要求しない。<sup>(342)</sup>この点で、共犯行為にとつての意図は、暴行罪で要求される一般的な意図と類似する。<sup>(343)</sup>

(28) <sup>(344)</sup>People v. Culuko 事件判決

生後7ヶ月の子供の母親 Culuko とその同棲相手の Garcia の両被告人が、その子供を虐待し、加重暴行によって死亡させたとして、第二級謀殺罪で有罪宣告された。もっとも、どちらが実際に暴行を加えていたかは不明であった。<sup>(345)</sup>

(Richli 判事)

自然かつ蓋然的な結果原則により、共犯者は自分の仲間がその遂行を企図している、自己の認識に対応する特定の犯罪について有責となるだけでなく、共犯者が認識して援助または助長した行為の自然かつ蓋然的な結果についても責任を負う。<sup>(346)</sup>二人以上の被告人が死をもたらした不法な行為を遂行し、いずれか一方の被告人が、明示であれ黙示であれ、実際に謀殺罪の有罪宣告に要求される悪意 (malice) があったと立証すれば、自然かつ蓋然的な結果原則に依拠して、残りの被告人に責任を科すことは適切となる。<sup>(347)</sup>一方の被告人が、もう一方の被告人による重罪たる児童虐待の遂行に共犯行為したとすれば、重罪たる児童虐待を遂行した

---

(341) *Id.*

(342) *Id.*

(343) *Id.*

(344) 8 Cal. App. 4th 307, 92 Cal. Rptr. 2d 789 (2000)

(345) *Id.* at 793-794.

(346) *Id.* at 799.

(347) *Id.*

## アメリカ合衆国における共犯責任の本質（２）

被告人は謀殺罪を実行したことになり、その謀殺は重罪たる児童の危殆化という犯罪遂行の自然かつ蓋然的な結果であったのであるから、共犯者は謀殺罪で有罪となる。<sup>(348)</sup> いずれの被告人が実行行為者であるか、または共犯者であるかを判断する必要はない。<sup>(349)</sup> 共犯責任は代位的であるがゆえに、共犯者のメンズ・レアは、共犯者の行為がその起訴された犯罪を構成することになることを予定しない。<sup>(350)</sup> 共犯者のメンズ・レアは、狙った犯罪の要素である特別な意図ではなく、犯罪となる行為を助長するあるいは惹起する意図のことである。<sup>(351)</sup> 犯罪に共犯行為する者、あるいは直接に犯罪を実行する者は、その犯罪の遂行につき同等の有責性があるのである。<sup>(352)</sup>

(McKinster 判事：少数意見)

謀殺罪で両被告人を有罪宣告するために、被害者（子供）の死が狙った犯罪の自然かつ蓋然的な結果であったという事実だけでは足りない。<sup>(353)</sup> つまり、一方の被告人が被害者を殺害し、その殺害の際に、謀殺罪の要件たる明示または黙示の悪意をもって行為したとの事実、ならびに、当該謀殺が、もう一方の被告人が共犯行為した狙った犯罪（児童虐待）の自然かつ蓋然的な結果であったとの事実が必要なのである。<sup>(354)</sup>

(29) People v. Son 事件判決<sup>(355)</sup>

被告人と Smann は、２人の被害者ら（Lee と Nlick）を騙して車に

---

(348) *Id.*

(349) *Id.*

(350) *Id.*

(351) *Id.*

(352) *Id.* at 99-800, 804-805.

(353) *Id.* at 810.

(354) *Id.*

(355) 79 Cal. App. 4th 224, 93 Cal. Rptr. 2d 871 (2000)

乗せ、Lee に犯行現場まで運転するよう指示し、そこで Smann が被害者らを順に射殺した。その際、Smann が一方の被害者 (Lee) を殺害するまで、被告人が、もう一方の被害者 (Nick) が逃げないように拘束していた。もっとも、被告人は被害者らが車に乗る前に、Smann から拳銃を見せつけられており、加えて、Smann が被害者を射殺する一方で、被告人にむかって「Nick が逃げたら、お前を射殺する」と述べた。<sup>(356)</sup>

(Kremer 判事)

2人の被害者に対する謀殺を遂行する際、被告人が正犯を援助しなければ、被告人を殺害するとの正犯者の脅迫に対する、誠実であるが不合理な (honest but unreasonable) 信頼から生じた不完全な強制 (imperfect duress) という抗弁は、当該殺害行為において正犯者に共犯行為する際の被告人の行為を根拠とした謀殺に対する被告人の有罪宣告を肯定するために要求されるような、被告人側の特別な意図を否定しない。<sup>(357)</sup> 誠実であるが不合理または不完全な強制抗弁は、不法な殺害意図を構成する悪意 (malice) を否定するために適用されえない。<sup>(358)</sup> したがって、被告人の有責性も謀殺罪から任意的故殺罪へと軽減されえない。<sup>(359)</sup>

<sup>(360)</sup>  
(30) People v. McCoy 事件判決

被告人 McCoy と Lakey が、共犯理論により有罪宣告された Lakey と共に謀殺罪で審理された。控訴審で、McCoy の有罪宣告は、不完全な正当防衛につき陪審員に適切に説示しそこなったことで差し戻された。結果として、控訴審裁判所は同様に Lakey の有罪宣告も差し戻した。

---

<sup>(356)</sup> *Id.* at 873-874.

<sup>(357)</sup> *Id.* at 881.

<sup>(358)</sup> *Id.* at 881-882.

<sup>(359)</sup> *Id.* at 882.

<sup>(360)</sup> 25 Cal. 4th 1111, 108 Cal. Rptr. 2d 188, 24 P. 3d 1210 (2001)

## アメリカ合衆国における共犯責任の本質（２）

というのも、両被告人が同じ証拠に基づき同じ裁判所で審理された場合、共犯者は、実際の実行行為者の罪よりも重大である罪で有罪宣告されえないからである。<sup>(361)</sup>

(Chin判事)

共犯行為は責任を他者の犯罪遂行から派生させるものであるが故に、実行行為者が遂行していなかったと判断した犯罪に共犯行為したことで共犯責任があると認定することは不合理である。<sup>(362)</sup>

(31) *People v. Garcia* 事件判決<sup>(363)</sup>

Morales と Garcia の両被告人らはストリート・ギャングの構成員であり、被害者はその敵対するストリート・ギャングの構成員であった。被害者を走行中の車から射殺した後、両被告人らは当該謀殺の遂行を同じギャングの仲間に自慢した。逮捕の際、自分は車の運転手であると述べ、共犯としての関与を認めた被告人 Garcia は、共犯者として第二級謀殺罪で有罪宣告されたが、共同被告人であり、実際に射殺行為をしたと認定された Morales が免責された。<sup>(364)</sup>

(Chin 判事)

共犯者を有罪宣告しうる前に、第一次的実行行為者を有罪宣告することが要求されたならば、当該訴追は過度な挙証に直面することになる。<sup>(365)</sup> (そうであるならば) 第一次的実行行為者は共犯の後に審理されたことを保証する訴訟上の方策を用いるであろうし、それにより共犯が責任か

---

(361) *Id.* at 1212.

(362) *Id.* at 1215-1216.

(363) 28 Cal. 4th 1166, 52 P. 3d 648, 124 Cal. Rptr. 2d 464 (2002)

(364) *Id.* at 650.

(365) *Id.* at 655.

ら免れることを許容することになるであろう。<sup>(366)</sup> 何人かの被告人は有罪宣告を免れるかもしれないけれども、有罪宣告を維持する実質的な証拠が存在する場合、州は被告人を訴追しうる。州は他の被告人に対する挙証に応じそこなっただけであるがゆえに、共犯者は有罪宣告から免れ得ない。<sup>(367)</sup>

## 2. カリフォルニア州共犯法の変遷とその解釈

前節では、カリフォルニア州における共犯理論の形成にとって重要であったと思われる共犯裁判例を紹介してきたが、ここでは、一旦、カリフォルニア州共犯法それ自体に焦点を当てることにする。前節で挙げた裁判例のその理由中において、カリフォルニア州共犯法の変遷過程ならびにその制定目的につき言及しているいくつかの裁判例を抽出した上で、それらを手がかりに、カリフォルニア州共犯法の基本的な解釈ならびにその本来的な目的を確認し、次節におけるカリフォルニア州裁判例の分析の一助とすることにする。

カリフォルニア州共犯法は、現在、

30条 犯罪関与者は1. 正犯 (principal), 2. 従犯 (accessory) に分類される

31条 重罪であれ軽罪であれ、あるいは直接に罪となる行為を遂行する場合であれ、その遂行に共犯行為する場合であれ、また犯行現場に存在せず、その遂行を助言または促進した場合であれ犯罪遂行にかかわった者、あるいは、14才以下の子供や責任無能力者または無知な者に犯罪遂行を勧める、助言するまたは促進する、または詐欺や計略あるいは圧力によって犯罪遂行するよ

---

(366) *Id.*

(367) *Id.*

## アメリカ合衆国における共犯責任の本質（2）

う惹起する目的で他者を酩酊状態にする、あるいは脅迫や威嚇や命令または強制により他者に犯罪遂行を強いる者は、全て、遂行された犯罪の正犯である

と規定する<sup>(368)</sup>。

まず、カリフォルニア州共犯法30条と31条の関係について見ると、30条で、制定法上の犯罪関与者には「正犯」と「従犯」という二種類しか存在しないことを規定した上で、31条では、わが国で言う「狭義の共犯」たる「共犯者」を「正犯」として扱っている。ここで注目すべきことは、

---

(368) Cal. Penal Code § 30, 31 (West 2006)；なお、原文については前掲注(10)を参照されたい。また、このカリフォルニア州共犯法30・31条に関連するプリーディングにつき、同法971条では以下のように規定している。なお日本語訳は筆者による試訳である。

\*Cal. Penal Code § 971 provides (West 2006)；

The distinction between an accessory before the fact and a principal, and between principals in the first and second degree is abrogated; and all persons concerned in the commission of a crime, who by the operation of other provisions of this code are principals therein, shall hereafter be prosecuted, tried and punished as principals and no other facts need be alleged in any accusatory pleading against any such person than are required in an accusatory pleading against a principal.

(日本語訳)

事前共犯と正犯の区別、ならびに、第一級正犯と第二級正犯の区別は排除する。そして、他の規定で正犯とされる、犯罪の遂行に関与したすべての者は、正犯として訴追され、審理され、処罰される。また、犯罪の遂行に関与したあらゆる者に対する訴答で、正犯に対する訴答で要求される以上の事実を主張する必要はない。

このカリフォルニア州刑法典 § 971からも、同法 § 31が、コモン・ローの犯罪関与者類型を排除したことが制定法上裏付けられると言えよう。(なお証拠法上の観点から、この区別排除を裏付けるものとして Cal. Penal Code § 1111 (West 2006) がある。；後掲注(399))

通常、共犯を意味することになる「accessory」という言葉の用法にある。一般的に、アメリカでは「accessory」という言葉は「共犯 (accomplice/aider and abettor)」と意味的に交換可能な言葉として用いられているが、カリフォルニア州では、同州刑法32条より「accessory」を「事後従犯 (accessory after the fact)」を意味する言葉として用いている<sup>(369)</sup>。

(369) なお、本稿ではその射程を越えるためこの事後従犯に関する議論につき本文中では特には取り上げない。ちなみに、カリフォルニア州では、カリフォルニア州刑法典1935年改正（以下、1935年法とする）の事後共犯規定が現在でも用いられている。コモン・ローでは、(1)重罪が遂行された(2)重罪犯に有責性があると被告人が認識していた(3)重罪犯が処罰を免れるよう援助を与えた、との3つの要素が事後共犯の要件として要求されていた。カリフォルニア州においては、この事後従犯につき1935年法以前にあった1933年法で、コモン・ローに従い、「重罪が遂行されたとの十分な認識の後に、治安判事から重罪犯を隠し、または訴追や有罪宣告された者をかくまい守るすべての者は、従犯である」と規定されていたけれども、1935年、以下2つの点で、この規定が実質的に改正された。すなわち、「援助された者が重罪で有罪となる必要はなく、単にその遂行で起訴されればよいとする」点と「(1)重罪が遂行されたとの十分な認識の後に、治安判事から重罪犯を隠す、あるいは(2)重罪が遂行されたとの十分な認識の後に、それにつき起訴されたまたは有罪宣告された者をかくまい守ることで、従犯として有責性を負うことになる状況を規定した」点である。なお、後者の(1)については、コモン・ローの定義を包含する例示規定とした点で、コモン・ローとは異なり、(2)については、カリフォルニア州裁判所が構築した「charged」という言葉により、コモン・ローとは完全に異なるものとなったのである (See, *The 1935 changes in the Penal Code, Parties. 10 S. CAL. L. REV. 42-43. (1936)*).

以下にカリフォルニア州刑法典 § 32の原文ならびに日本語訳を示しておく。なお日本語訳は筆者による試訳である。

\* Cal. Penal Code § 32 provides (West 2006)

Every person who, after a felony has been committed, harbors, conceals or aids a principal in such felony, with the intent that said principal may avoid or escape from arrest, trial, conviction or punishment, having knowledge that said principal has committed such felony or has been charged with such felony or convicted thereof, is an accessory to such felony.

## アメリカ合衆国における共犯責任の本質（2）

したがって、カリフォルニア州刑法典では、「aider and abettor（共犯）」が「accessory（従犯）」と制定法上区別されているということが分かる。この点につき<sup>(370)</sup> Collum 事件判決によれば、共犯者は犯罪が遂行された後には、いかなる場合においてもなお正犯者とはつながりはないとした上で、カリフォルニア州刑法典32条に該当する者は「accessory」であり、カリフォルニア州刑法典では「accessory」は「共犯（accomplice）」ではない、とする。<sup>(371)</sup> つまり、コモン・ローでは、共犯（accomplice）は事前共犯（accessory before the fact）とされてきたが、カリフォルニア州では、事前共犯は認められていない。カリフォルニア州刑法典はそのような者を正犯としているのである。<sup>(372)</sup> 換言すれば、<sup>(373)</sup>（3）Collum 事件判決は、共犯行為の範疇から事後従犯として評価される行為を排除することで、共犯の定義は、カリフォルニア州刑法典31条の文言によってのみ満たされることを明らかにするのである。したがって、カリフォルニア州刑法典上、「accomplice」と「aid and abettor」という言葉は意味的に交換可能であるが、<sup>(374)</sup>「accessory」という言葉とは交換可能でないということにまず注意する必要がある。

では、この言語的な意味の問題は別にしたとしても、<sup>(375)</sup>（3）Collum 事件判決が示したように、カリフォルニア州における「共犯の定義」を満

---

（日本語訳）

重罪が遂行された後に、正犯が重罪を遂行したまたはその重罪で訴追されまたは有罪宣告されたと認識して、正犯が逮捕や公判または刑罰から免れるとの意図をもち、当該重罪の正犯をかくまい、隠し、または援助するすべての者は、当該重罪の従犯である。

(370) 122 Cal. 186, 54 P. 589 (1898)

(371) *Id.* at 590.

(372) *Id.*

(373) 122 Cal. 186, 54 P. 589 (1898)

(374) 10 Cal. 68 (1885) at 71.

(375) 122 Cal. 186, 54 P. 589 (1898)

たすことになるカリフォルニア州共犯法31条それ自体、どのように理解されるべきなのであろうか。31条の解釈ならびにその立法目的が問題となる。

そもそも、カリフォルニア州共犯法が1872年に立法化される以前のコモン・ロー、より正確には、1850年に「犯罪および刑罰に関する法 (Act Concerning Crimes and Punishments)」<sup>(376)</sup> 11条 (以下、1850年共犯法とする) が制定される以前のコモン・ローにおいて、カリフォルニア州では伝統的なコモン・ローの犯罪関与者区別類型に従い、現在の意味で言うところの共犯者は第二級正犯として扱われていた。<sup>(377)</sup> しかしながら、1850年共犯法が制定されたことで、カリフォルニア州では、コモン・ローの犯罪関与者区別類型が排除されたのである。この1850年共犯法につき、<sup>(378)</sup> (1) Bearss 事件判決によれば、1850年共犯法は、共犯行為をする立場にある者や、犯罪の実行を助言しあるいは助長した際に犯行現場に存在しない者は「共犯者 (accessory)」<sup>(379)</sup> であると規定していた、とする。つまり、1850年共犯法では、コモン・ローでいう第二級正犯と事前共犯の区別をすでに排除し、犯行現場にいた者であれ、いなかった者であれ、共犯行為をしたと評価される者をすべて共犯者としていたのである。したがって、この1850年共犯法は、言葉の用法は別にして、現行カリフォルニア州共犯法のプロト・タイプとして位置づけられることになろう。そして、これに続けて、(1850年共犯法は) 共犯者は正犯として判断され考慮されるべきであり、それに応じて処罰されるべきであるとされて<sup>(380)</sup> いた、<sup>(381)</sup> ともする。つまり、共犯者に対する峻厳な処罰の排除を本来的な

---

(376) Stats. 1850, c. 99, p. 230, § 11 (West 2006)

(377) 122 Cal. 186, 54 P. 589 (1898) at 590.; なお、コモン・ローにおける犯罪関与者区別類型については、拙稿・前掲注(5)38頁以下を参照されたい。

(378) 10 Cal. 68 (1885)

(379) *Id.* at 69.

(380) *Id.*

## アメリカ合衆国における共犯責任の本質（2）

目的としたコモン・ローの犯罪関与者区別類型<sup>(382)</sup>に対し、1850年共犯法は、共犯者は正犯としてその責任を負うことを明らかにする、より言えば、アクセサリーという本来的な共犯者の地位に基づいて、つまり、正犯の従物としての地位に基づいて、共犯者が正犯として、その主たる実行行為者の犯罪（基本犯罪）につき責任が問われうることを明らかにするものとなる<sup>(383)</sup>。このように、カリフォルニア州では、1850年共犯法が制定されたことで、コモン・ローの第一級正犯と第二級正犯との区別、およ

---

(381) なお、刑事執行法（Criminal Practice Act）93条では「公的犯罪の遂行における事前または事後共犯の事件において、その管轄は、正犯の犯罪が遂行された場所にかかわらず、共犯の犯罪が遂行された場所にある」と規定し、同法255条では「重罪の遂行に関連するすべての者は、正犯として説示され、審理され、処罰される」と規定する。これらの規定は一見矛盾するように見えるが、255条は、共犯が正犯と同じ方法で説示され、審理され、処罰されるべきことを要求し、そして93条は、それらの出来事が分散されるべき場所を確定するものであるから、整合性はあることになる。（*See, People v. Hodges, Cal. 340 (1865) at 341.*）

(382) Stephen, *supra* note 12, at 231.

(383) *People v. Hodges, Cal. 340 (1865) at 341*；もっとも *Hodges* 事件判決によれば、1850年法がコモン・ロー犯罪関与者区別類型を排除したにもかかわらず、「accessory」という言葉を用いていたことからすれば、そこにはコモン・ローの名残があるとしているが、それは共犯の処罰や管轄などの部分についてしか言及していない（*Id.*）。その意味では、ここでの「正犯の従物たる共犯」という表現は言いすぎであるかもしれない。もっとも、誤解を恐れずに言えば、確かに、形式的に共犯を正犯とするとのその背景には、後述するような、共犯者の公判での扱いがあるけれども、その脈絡には「共犯者も（正犯の犯罪の）犯罪者である」との思慮が希薄化されてきたとはいえ、依然含意されているはずである（拙稿・神戸学院法学35巻2号107-119頁）。したがって、たとえ現行共犯法が、裁判上の問題から犯罪関与者の区別を排除したのであったとしても、その根本には従物たる共犯者の地位というものが存在するはずであるし、これはカリフォルニア州のみならず、その区別を排除したすべての州においても言いうることであろう。なお、この形式的に正犯とされる共犯者が、正犯の犯罪につき、どの程度で責任を負うのかが問題となるが、この点については、次節以下の裁判例の分析の中で明らかにしていくことにする。

び、これらの正犯と事前共犯の区別は排除され、そのような区別が排除可能な限りで、正犯の無罪または有罪宣告とは無関係に、共犯者は正犯として有罪または無罪宣告されうることになったのである。

このような1850年共犯法の精神を受け継いだのが、現行カリフォルニア州共犯法31条である。この現行共犯法31条につき、(4) Coffey 事件<sup>(384)</sup>判決によれば、コモン・ローや連邦法の法域での、共犯 (accomplice) についての一般的な定義は、「厳格な法の適用において、第一級・第二級正犯として、あるいは、単なる事前・事後共犯としてのいずれかで考慮されうる全ての犯罪関与者 (participes criminis)」を包含する一方で、カリフォルニア州立法府は、カリフォルニア州刑法典31条を起草する際に、共犯に関する定義をしなかった<sup>(385)</sup>、とする。すなわち、カリフォルニア州立法府は、1850年共犯法に引き続き、共犯に関する一般的な定義が容易に派生することになるコモン・ローの犯罪関与者区別類型を意図的に機能させないようにしたのである<sup>(386)</sup>。したがって、カリフォルニア州立法府は、カリフォルニア州刑法典31条において、再度、コモン・ローの犯罪関与者区別類型を排除し、正犯と共犯を区別しないことを制定法上明らかにしたと言えよう。

以上のことから、カリフォルニア州では、事後的に関与したと評価される以外の者、すなわち、認識してまたは自発的に、犯罪の遂行を共同実行する、または犯罪の遂行において他者に共犯行為と評価されうる行為を行うすべての法的に責任のある者は、自己の有責性の程度にかかわらず「共犯者 (accomplice)」となり<sup>(387)</sup>、そして、直接的にであれ間接的にであれ、換言すれば、実行行為者であれ共犯者であれ、(制定法上の) 犯罪を実現したと評価されうるすべての犯罪関与者が一律に「正犯

---

(384) 161 Cal. 433, 119 P. 901 (1911)

(385) *Id.* at 903.

(386) *Id.*

(387) *Id.*

(principal)」として扱われることを具体化したのが、まさにカリフォルニア州刑法典31条ということになるのである。

ところで、1850年共犯法以前のコモン・ローには、正犯の先行する公判あるいは有罪宣告がなければ、事前共犯は審理され有罪宣告されえないとのルールがあった。つまり、正犯の無罪宣告は、共犯を訴追から解放することを意味したのである。したがって、共犯を訴追するためには、正犯の有罪宣告を最高のあるいは唯一の法的な証拠として提出する必要があるということになる。<sup>(388)</sup> もっとも、繰り返すが、1850年共犯法制定により、共犯者は正犯として、正犯者と共にまたは別々に説示・審理され、正犯者の先行する有罪宣告または無罪宣告とは無関係に、有罪宣告または無罪宣告を受けることになった。<sup>(389)</sup> そこでは、共犯者の有責性は正犯者の有責性に依拠した一方で、正犯者の有責性は正犯自身に対してなされた訴追でしか立証されえないとし、それゆえに、共犯者は、主たる行為者または第一級正犯が無罪宣告されたとしても、それとは無関係に、有罪宣告されることになった。<sup>(390)</sup> つまり、共犯者を正犯とすることで、共犯者のみに適用されていた「正犯の先行する公判・有罪宣告ルール」を一律に排除し、共犯者として評価される者も、実行行為者（正犯者）とは別に、正犯としてその犯罪結果に対し責任を問われることになるのである。（1）Bearss 事件判決によれば、正犯の無罪放免は、被告人（共犯者）に対し、利益を法的にもたらしえないがゆえに、正犯の有罪宣告はその抗弁に対するいかなる影響をも認めるべきではない、とする。<sup>(391)</sup> 「正犯の有罪宣告という裁判記録（record）が許容されうるものであったならば、本件において、それは、有罪宣告という事実あるいは、有罪宣告に付随する法的な結論に対する証拠になりえた」<sup>(392)</sup> はずである。たし

---

(388) 10 Cal. 68 (1885) at 70.

(389) *Id.* at 70.

(390) *Id.*

(391) *Id.*

かに、有罪宣告の事実の証明としての裁判記録は許容されうるし決定的なものとなるであろうが、共犯者に対するものとしては、有罪宣告を受けた者の有責性に関する許容されうる証拠とはならないし、この点で、そのような裁判記録は無関連証拠 (res inter alios acta) となるのである<sup>(393)</sup>。すなわち、裁判記録に記された、特定の者が陪審員により有罪宣告されたことは証拠になるが、有罪宣告が次に続く根拠、つまり、有罪宣告を受けた者がその裁判記録に記載された犯罪行為を遂行したことに關し、ある特定の行為につきその有罪宣告を受けたその者とともに従事していたと想定されうる第三者 (共犯者) に対する証拠にはならないということである<sup>(394)</sup>。

さらに、被告人以外の犯罪関与者 (共犯者) の公判廷における供述という証拠法上の観点からも、「正犯の先行する公判・有罪宣告ルール」の排除が裏付けられることにもなる。<sup>(395)</sup> (4) Coffey 事件判決によれば、犯罪仲間 (共犯者) の供述をコントロールすることになる証拠法はコモン・ローを起源とし、そこでの困難さは、有罪宣告されていない重罪犯の自白、つまり、犯罪仲間の自白という証拠が認められるかどうかを判断することにあつた、とする。<sup>(396)</sup> もちろん、すでに墮落した犯罪者 (共犯者) の証言は他者には用いられないとのローマ法の格言を背景にこの困難さを解決すれば、自白そして免責の期待から生じる犯罪仲間の証言たる証拠は、潔白な、証人適格のある者の証拠と同等の証拠として考慮されえないが、犯罪仲間の証言の証拠採用は、コモン・ローの裁判官による陪審員に対する説示においてかなり自由に許容されうる慣習となつていた。<sup>(397)</sup> そこでは、コモン・ロー裁判官は陪審員らに対し、犯罪仲間の証

(392) *Id.*

(393) *Id.*

(394) *Id.*

(395) 161 Cal. 433, 119 P. 901 (1911)

(396) *Id.* at 903.

(397) *Id.*

## アメリカ合衆国における共犯責任の本質（2）

言は主張事実や因果性あるいは嫌疑を検証するためにあるとか、犯罪仲間はずかな与信を付与された証人（witness entitled to little credit）として目前に居るとか、目前での証人の信用を確立する最も確実な方法は、その証言がその独自の証拠により実体的な問題を補強するかどうか注目すること、そして補強された場合に、犯罪仲間の供述すべてに信頼を置くべきであると、助言していた<sup>(398)</sup>。もちろん、この趣旨での説示は、コモン・ローでは具体化されなかったが、そのような証拠に与えられた重要性や価値という期待から自然的に生じる思慮を示すものであると言えよう。このような状況から、新たな立法や制定法の修正により実定法の射程に組み入れようとした動きが生じ、カリフォルニア州では、1851年同州刑法典1111条が制定されたのである<sup>(399)</sup>。おそらく、現在でも、この公

---

(398) *Id.*

(399) なお、カリフォルニア州刑法典 § 1111 は、1911年の修正を経て、1915年に2文が加えられ、現在に至っている。以下に、カリフォルニア州刑法典 § 1111の原文ならびに日本語訳を示しておく。なお日本語訳は筆者による試訳である。

\* Cal. Penal Code § 1111 provides (West 2006)

A conviction can not be had upon the testimony of an accomplice unless it be corroborated by such other evidence as shall tend to connect the defendant with the commission of the offense; and the corroboration is not sufficient if it merely shows the commission of the offense or the circumstances thereof.

An accomplice is hereby defined as one who is liable to prosecution for the identical offense charged against the defendant on trial in the cause in which the testimony of the accomplice is given.

(日本語訳)

犯罪遂行と被告人を結びつけるような他の証拠により補強されない限り、共犯者の証言に基づいて有罪宣告されえない。そして、その補強は、単に犯罪の遂行または状況を示すだけの場合には、十分ではない。

これにより、共犯者は、共犯者の証言が与えられた訴訟において、被告人が起訴された同一の犯罪につき責任がある者と定義される。

また、このアメリカにおける「共犯者の自白」に関するわが国における

判における共犯者（犯罪仲間）の証言という証拠の重要性は変わらないであろうし、また1911年の修正の際にも、カリフォルニア州立法府が、実質的にそのような証拠の価値に影響させずにカリフォルニア州刑法典1111条を維持したことから、それは明らかであろう。ゆえに、カリフォルニア州立法府は、すでに述べたように、共犯に関する定義はしなかったけれども、カリフォルニア州刑法典1111条1文において、「補強証拠のない共犯者（犯罪仲間）の証言に基づき、有罪宣告はなされえない」としたのである<sup>(400)</sup>。換言すれば、共犯者の証言を証拠として正犯を有罪とするために、その証言を補強する証拠を要求するのである。これに続けて、同条2文では、共犯者を「同一の犯罪で責任がある者」と定義する。この共犯者は、その犯罪への関与が刑法上墮落（corrupt）しているかどうかによって判断される<sup>(401)</sup>。つまり、ここでいう「責任」は、共犯がまさにその証言によって審理され有罪宣告されることになるかどうかではなく、行為が遂行され、その行為の結果として責任を負うことになれば、審理され有罪宣告されることになるかどうかという刑法上の墮落を意味することになるのである<sup>(402)</sup>。そして、このように墮落して犯罪に関与した以上、その関与者はまさに共犯者として評価されることになるし、より言えば、カリフォルニア州刑法典31条により、そのような関与者を正犯者として扱うとしても、実行行為者を有罪とするための証拠という訴訟法上の側面からは、補強証拠もない墮落した関与者（共犯者）の証言はそのままでは用いることができないということを、まさに同条1文で規定するのである。いずれにせよ、カリフォルニア州刑法典1111条は、同

---

文献は枚挙にいとまがないが、代表的なモノグラフィーとして、小早川義則『共犯者の自白』（証拠法研究第一巻）（1990）がある。

(400) 161 Cal. 433, 119 P. 901 (1911) at 903.

(401) *Id.*: もっとも、(4) Coffey 事件判決の判断対象、すなわち「賄賂罪」という事件性に鑑れば、この corrupt は墮落というよりも、むしろ、腐敗とした方が、適切であろう。

(402) *Id.*: at 908-909.

アメリカ合衆国における共犯責任の本質（2）

州刑法典31条がコモン・ローの犯罪関与者区別類型に依拠する「正犯の先行する公判・有罪宣告ルール」を排除したことを、制定法上裏付ける規定として位置づけられることになろう。

以上のことから、コモン・ローの犯罪関与者区別類型を排除したカリフォルニア州刑法典31条の立法目的は、正犯の従物たるまさに「アクセサリー」としての共犯者の扱いをその暗黙の前提とした、共犯事案における刑事訴追を単純化し、かつ、共犯者が第二級正犯と認定されるあるいは正犯が有罪宣告されるまで共犯が審理されることを禁止するコモン・ローを排除する<sup>(403)</sup>という、刑事裁判における「功利性」にあったといえよう。

---

(403) *Id.*: at 903.